

鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）支給要綱を次のように定める。

令和5年8月1日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第110号

鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）支給要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担を軽減するために支給する子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）（以下「給付金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象児童）

第2条 給付金の支給額の算定の基礎とする児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。ただし、千葉県が行う高等学校等新入生臨時給付金の対象となる児童については、この限りでない。

- （1）平成17年4月2日以後に出生した児童であって、令和5年4月30日（以下「基準日」という。）において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されているもの（第3号に掲げる児童を除く。）
- （2）基準日の翌日から令和6年2月29日までに出生した児童であって、出生日において住民基本台帳に記録されているもの
- （3）基準日において施設入所等児童（児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）である児童（平成17年4月2日から令和5年4月30日までに出生した児童をいう。次号において同じ。）
- （4）基準日において配偶者からの暴力を理由に本市に避難している父母その他の監護者に養育されている児童

（支給対象者）

第3条 給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）前条第1号に規定する対象児童の父母その他の監護者であって、基準日において住民基本台帳に記録されているもの
- （2）前条第2号に規定する対象児童の父母その他の監護者であって、対象児童の出生日において住民基本台帳に記録されているもの
- （3）前条第3号に規定する対象児童が委託されている小規模住居型児童養育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を行う者であって、基準日において市内においてその小規模住居型児童養育事業を行うもの
- （4）前条第3号に規定する対象児童が委託されている里親（同法第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）であって、基準日において住民基本台帳に記録されているもの
- （5）前条第3号に規定する対象児童が入所し、又は入院している障害児入所施設等

(児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。)
で市内に存するものの設置者

(6) 前条第4号に規定する対象児童の父母その他の監護者であって、基準日において配偶者からの暴力を理由に本市に避難しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める者を支給対象者とする。ただし、同項に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

(1) 基準日後に支給対象者が死亡した場合(この項の規定により給付金を支給される者が給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。) 当該支給対象者が死亡した日以後に当該支給対象者が養育していた対象児童を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者

(2) 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者に係る対象児童が施設入所等児童であることを市長が把握した場合 当該施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は当該施設入所等児童が入所し、若しくは入院している障害児入所施設等の設置者

(3) 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、支給対象者からの暴力を理由に他の市町村に避難し、当該支給対象者と生計を別にしている当該支給対象者の配偶者(現に当該支給対象者に係る対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)が当該他の市町村において当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該他の市町村から本市に当該認定の請求に関する通知が到達した場合又はこれに準ずる手続が行われた場合 当該支給対象者の配偶者

(給付金の支給額等)

第4条 給付金の額は、対象児童1人につき1万円とする。

2 給付金の交付は、同一の対象児童につき1回とする。

(児童手当の受給者である支給対象者に対する支給の申込み等)

第5条 市長は、支給対象者のうち児童手当法による児童手当(以下「児童手当」という。)の受給者(本市から支給を受ける受給者であって、児童手当の振込みを行うための口座(以下「児童手当の振込口座」という。)の情報を市長に届け出ているものをいう。以下同じ。)に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。

2 前項の申込みを受けた支給対象者は、給付金の支給を拒否する場合は、市長が別に定める日までに、鴨川市子育て世帯生活支援給付金(物価高騰対策)受給拒否の届出書(別記第1号様式)により市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出のない支給対象者について、給付金の支給を決定し、当該支給対象者に給付金を支給するものとする。

(児童手当の受給者である支給対象者に係る支給の方法)

第6条 児童手当の受給者である支給対象者に係る給付金の支給は、児童手当の振込口座に振り込む方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童手当の振込口座を解約したこと等により給付金の支給に支障が生じると市長が認める場合の給付金の支給は、支給対象者が指定する当該支給

対象者の口座に振り込む方法により行うものとする。この場合において、当該支給対象者は、市長が別に定める日までに、鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）支給口座登録等の届出書（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること等により給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める場合の給付金の支給は、窓口で現金を交付することにより支給する方法により行うものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（児童手当の受給者でない支給対象者に係る申請及び支給の方法）

第7条 児童手当の受給者でない支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める日までに、鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）支給申請書（請求書）（別記第3号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、給付金の支給の可否を決定し、当該支給対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、給付金の支給を可とする決定をしたときは、当該支給対象者に給付金を支給するものとする。
- 4 児童手当の受給者でない支給対象者に係る給付金の支給は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方法は、当該支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること等により給付金の支給に支障が生じるおそれがあると市長が認める場合に限り行うものとする。

（1）支給対象者から市長に通知された金融機関の口座に振り込む方法

（2）窓口で現金を交付することにより支給する方法

- 5 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させ、本人確認を行うものとする。

（給付金の支給等に関する周知）

第8条 市長は、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報誌への掲載その他の方法により市民に周知させるものとする。

（支給が行えない場合の取扱い）

第9条 市長が第5条第3項の規定による決定を行った後、児童手当の振込口座に給付金を支給する手続を行ったにもかかわらず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに給付金の支給が行えないときは、当該者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長は、給付金の支給が第6条第1項若しくは第2項又は第7条第4項第1号に規定する方法により行えないときは、当該給付金に係る申請書又は届出書の補正を求めるものとする。
- 3 前項の場合において、市長が補正を求めてもなお、当該給付金に係る申請書又は届出書の補正が行われない場合その他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに給付金の支給が行えないときは、当該者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(給付金の返還)

第 10 条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当していないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、給付金の支給の決定を取り消し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別 記

第1号様式（第5条関係）

鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）受給拒否の届出書

（宛て）

鴨川市長

- 1 私は、「鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により、「鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ ㊟

※署名又は記名押印

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）
支給口座登録等の届出書

(宛て)
鴨川市長

年 月 日

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座（児童手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。）

- ア 指定の金融機関口座（1. の届出者の口座とします。）への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (フリガナのみ)
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- イ 窓口での現金支給を希望
※金融機関の口座が開設できない方等、どうしても口座による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】（チェック欄（）に『レ』を記入してください。）

- 市長が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年3月31日までに、市長が振込みを完了できないときは、鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）支給口座登録等の届出書』（本書）
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し』（※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。）
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し
- 『届出者本人確認書類の写し』
※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）支給申請書（請求書）

(宛て)
鴨川市長

1. 申請・請求者

記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
		年 月 日	電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。

※裏面の事項(1)～(4)に誓約・同意の上、申請します。

2. 対象児童

次のいずれかの要件に該当する児童について記入してください。

- ・平成17年4月2日以降に出生した児童であって、令和5年4月30日において本市の住民基本台帳に記録されている児童（ただし、千葉県高等学校等新入生臨時給付金の対象児童を除く。）
- ・令和5年5月1日から令和6年2月29日までに出生した児童であって、出生日において本市の住民基本台帳に記録されている児童

No.	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	住所
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき1万円です。

4. 受取方法（希望する受取方法のチェック欄（□）に『レ』を入れて、必要事項を記入してください。）

- ア 指定の金融機関口座（1. の申請・請求者の口座とします。）への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めで記入してください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

(裏面を確認してください。)

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】

- (1) 鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）の支給要件に該当します。
- (2) 市長が支給決定をした後、この申請書が給付金の請求書として取り扱われることに同意します。
- (3) 市長が支給決定をした後、4 受取口座に振り込むことにより支給が行えないときは、本申請書の補正を行います。市長が補正を求めてもなお本申請書の補正を行わない場合その他私の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに給付金の支給が行えないときは、給付金が支給されないことに同意します。
- (4) 給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当していないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合は、鴨川市子育て世帯生活支援給付金（物価高騰対策）を返還します。

受取口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し